

上三川霊園のご案内



- ・条件 上三川町に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている方で、
現にお墓のない世帯

一般墓地 次のすべての条件にあてはまる方

1. 祭祀を主宰する
2. 焼骨を所持している

がっそうしき
合葬式墓地 次の1または2のどちらかにあてはまる方

1. 一定範囲の親族(配偶者、血族3親等、姻族2親等以内)の焼骨を所持している
2. 焼骨を所持していない場合 次の①～③すべてにあてはまる方
 - ① 自己の焼骨の埋蔵のためのものである
 - ② 65歳以上
 - ③ 分骨でないこと



上 三 川 町

2. 上三川霊園の概要

種 類		霊園使用料	清掃手数料(年間)	面積	区画数
一般墓地 (芝生墓地)	(第3種)	181,000 円	2,000 円	0.68m × 0.8m = 0.54 m ²	165
一般墓地 (芝生墓地)	(第4種)	200,000 円	2,000 円	0.68m × 0.78m = 0.53 m ²	188
がっそうしき 合葬式墓地	がっそう (合葬)	76,000 円	—	—	埋蔵数: 400

※ 区画の空き状況は、随時お問い合わせください。

上三川霊園所在地 上三川町大字下神主^{しもこうぬし}540-1

3. 申込方法

・埋蔵希望の区画を選び、下記の必要書類を添えて「上三川霊園使用許可申請書」をご記入の上、お申し込みください。(合葬式墓地は、区画の指定はできません。)

《申込みに必要なもの》

- ・申請者の住民票(本籍が記載されたもの)
- ・埋蔵する方の^{がっそうしき}埋火葬許可証の写しもしくは改葬許可証の写し、合葬式墓地の場合は埋蔵する方と申請する方の関係がわかる^{がっそうしき}戸籍謄本等(合葬式墓地で自己の焼骨の埋蔵のための場合は不要)
- ・霊園使用料
- ・清掃手数料(^{がっそうしき}合葬式墓地の場合は不要)

設置基準

- ・芝生墓地(第3種・第4種)は、墓碑1基のみ設置できるものとし、設置場所は、納骨施設(カロート)の上部とします。
- ・芝生墓地(第3種・第4種)は、塔婆立、その他困障、形象類、樹木などは設置できません。(塔婆立は、共同で設置されています。)
- ・墓碑が基準に適合しているか、町の係員が検査します。

墓碑の基準(単位: cm)

	幅	奥行き	高さ(墓碑)	盛土	困障	形象類
一般墓地(芝生墓地) (第3種) ※カロート付き	68 以内	80 以内	60 以内	—	—	—
一般墓地(芝生墓地) 第4種) ※カロート付き	68 以内	78 以内	60 以内			
^{がっそうしき} 合葬式墓地	—	—	—	—	—	—

- ・高さの基準は、すべて墓地の地盤面からとします。
- ・既存のカロートのふたは、設置したままにしてください。

※ この基準に基づき許可した施設であっても、町長は管理上必要であると認めた場合には、使用者に対し当該施設の全部または一部について、適正な措置を求めることができます。

4.こんなときは・・・？

	「必要書類」	備考
・霊園内で工事を行いたい	「墓碑等設置等工事施工届」 「霊園使用許可証」 「図面」	工事に着手する7日前までの提出してください。 ※設置基準を参照してください。
・工事が完了したら	「墓碑等設置等工事完了届」	施工届に添付した図面に変更がある場合は、その図面を添付し、工事完了後、7日以内に提出してください。
・焼骨を埋葬したい	「霊園埋蔵等届」 「霊園使用許可証」 「埋火葬許可証」	使用許可証には、何も記入しないでください。 埋蔵する前日までに提出してください。
・焼骨を改葬したい (他墓地等→町霊園)	「霊園埋蔵等届」 「霊園使用許可証」 「改葬許可証」	焼骨所在の市区町村役所で改葬許可申請書を受領し、寺院、墓地等で証明を受け、その市区町村役所で改葬許可証をもらってください。 埋蔵する前日までに提出してください。
(町霊園→他墓地等)	「霊園使用許可証」 「改葬許可証」	上三川町は改葬許可申請書は、住民課総合窓口係にあります。
・住所を変更した	「霊園使用許可証記載事項変更届」 「霊園使用許可証」 「住民票」	
・代理人を立てたい	「霊園使用許可証記載事項変更届」 「代理人指定届書」 「霊園使用許可証」 「住民票」 「代理人の住民票」	※「代理人」:本町に住所を有する独立の生計を営む成年者で、霊園に関する手続きを代行する者
・代理人を変更したい	「代理人変更届書」 「霊園使用許可証」 「代理人の住民票」	速やかに提出してください。
・霊園使用者を変更したい	「霊園使用権承継届」 「霊園使用許可証」 「住民票」	霊園使用承継届は、地域生活課環境係にあります。住民票と前使用者との関係がわかる書類を添付してください。
・霊園を返還したい	「霊園返還届」 「霊園使用許可証」	霊園使用許可証は返還に伴い返却してください。
・霊園使用料の還付を請求したい	「霊園使用料還付申請書」 「霊園使用許可証」	霊園返還届と併せて提出してください。

5.上三川霊園についてのQ&A

Q1. 合葬式墓地^{がっそうしき}ってどんなお墓？

A1. 鉄筋コンクリート造り（3段）で、共同で埋蔵するお墓です（写真参照）。納骨室には立ち入ることができません。埋葬してから、20年経過後に合葬式墓地^{がっそうしき}から上三川霊園内の町長の指定する場所に移動し埋葬されます。移動した遺骨はお返しすることができません。



合葬式墓地の内部

Q2. ^{がっそうしき}合葬式墓地のメリットは？

A.2 お墓を継ぐ人がいない方が利用でき、毎年の清掃手数料がかかりません。また、墓石等を建立する必要がありません。

Q3. 上三川霊園には、ペットの骨も納骨していいの？

A.3 人間の焼骨を埋蔵するための霊園なので、ペットの骨は納骨できません。

Q4. 霊園の使用にあたっての注意事項はありますか？

A.4 条例・規則等で定められた各種届出が提出されない場合や毎年の霊園清掃手数料が未納の場合に霊園使用許可の取り消しになることがあります。

Q5. 芝生墓地は焼骨がないと購入できないの？

A.5 はい。今すぐ必要とされる方に提供するためです。焼骨がなくても購入できるのは、自分のための合葬式墓地になります（ただし、65歳以上の方に限ります）。

Q6. 必要なくなったので他の人に譲ったり、貸したりできますか？

A.6 墓所の譲渡・転貸はできません。



上三川霊園所在地 上三川町大字下神主 5 4 0 - 1

上三川町役場 地域生活課 環境係

〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

電話 0285-56-9131 FAX 0285-56-6868